

令和7年度第2回印西クリーンセンター環境委員会

会 議 録

- 1 期 日 令和7年9月6日（土）午前10時から12時まで
- 2 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
- 3 委員出欠状況

☆甲（9名中 8名出席）

- | | | | |
|----------------|---------|-----------------|---------|
| 1 組 合 事務局長 | 大 野 徳 強 | 6 次期施設推進室室長 | 国 友 栄 一 |
| 2 組 合 庶務課長 | 久 古 耕 平 | 7 印西市クリーン推進課長代理 | |
| | | 推進係長 | 小 林 政 弘 |
| 3 印西CC 工場長 | 宮 本 純 一 | 8 白井市環境課長 | 鈴 木 陽 介 |
| 4 印西CC 業務班 副主幹 | 鈴 川 昭 夫 | 9 栄町経済環境課長 | 猪 瀬 泰 志 |
| 5 印西CC 施設班 | ○欠席 | | |

☆乙（24名中19名出席）

- | | | | |
|---------------|---------|----------------------|---------|
| 1 小倉町内会 | ○欠席 | 15 小倉台7ビック21自治会 | 不在 |
| 2 牧の木戸一丁目自治会 | 木 曾 修 | 16 ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 篠 田 真一郎 |
| 3 木刈三丁目町内会 | 那 須 三 雄 | 17 セカンドスクエア小倉台団地自治会 | 不在 |
| 4 木刈四丁目自治会 | 稲 熊 理 志 | 18 サードスクエア小倉台団地自治会 | 岡 畑 誠 治 |
| 5 木刈五丁目自治会 | ●出席 | 19 原山西町内会 | 不在 |
| 6 内野町内会 | 不在 | 20 木刈一丁目町内会 | 今 井 治 |
| 7 内野西団地自治会 | 渡 辺 統 之 | 21 ネオックス自治会 | 大 木 清一郎 |
| 8 内野東団地自治会 | 早 川 憲 彦 | 22 高花二丁目北自治会 | 柴 田 久美子 |
| 9 内野中央団地自治会 | 三 輪 世紀子 | 23 桜台4番街自治会 | ○欠席 |
| 10 内野南第二団地町内会 | 竹之内 徳 子 | 24 桜台6番街団地自治会 | 中 根 徹 |
| 11 原山レジデンス自治会 | 松 本 里 枝 | 25 ガーデンハウス木刈自治会 | 大 野 喜代美 |
| 12 原山町内会 | ○欠席 | 26 大塚三丁目町内会 | 野 中 泰 史 |
| 13 高花一丁目自治会 | ○欠席 | 27 コロネード原山町内会 | 江 頭 正 幸 |
| 14 高花四丁目町内会 | 岩 井 邦 夫 | 28 原山花の丘自治会 | ○欠席 |

※氏名は、同意書で同意を頂いた方のみ掲載しています。

☆傍聴者 なし ☆事務局 3名

会議次第

- 1 開 会
- 2 議長選出（乙側委員）

3 議事録署名人の選出

4 議 事

- (1) 印西クリーンセンター操業状況について
- (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
- (3) 自治会からの質問事項の回答について

5 その他

6 閉 会

配布資料

- ・令和7年度第2回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・（資料2）
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・（資料3）
- ・自治会側から事前に提出された資料（写）について・・・・・・・・（資料4）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・（資料5）

4 議 事

議事（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

令和7年度第2回印西クリーンセンター環境委員会と書いてある冊子の4ページをご覧ください。

報告事項操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についてご報告いたします。

表一1) 令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況です。

令和7年4月から令和7年5月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている6月分から、ご報告いたします。

なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和7年度の合計値と前年比をご報告させていただきます。

令和7年度のごみ搬入量合計は16,055トン、前年度と比較しますと566トン、約3.40%の減、うち事業系合計は4,457トン、前年度と比較しますと92トン、約2.02%の減となっております。

ごみ焼却量合計は15,276トン、前年度と比較しますと45トン、約0.29%の減となっております。

八千代市の可燃ごみの受入量271.8tについて、6月に処理を行っていましたが1人1日当たりのごみ量（事業系を除く）市町別内訳に影響してしまうことから、表中の数値には含んでおりません。

続いて、環境測定結果をご報告いたします。7ページをご覧ください。表一2) ①排出ガス測定は、2号炉で令和7年6月13日に測定を行い、その結果は全て協定値（水銀に関しては規制値）の範囲内でございました。

続いて、8ページになります。表一2) ②排出ガス測定（ダイオキシン類）1. 焼却灰

に含まれるダイオキシン類と2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類ですが、こちらは、1号炉で令和7年5月14日・3号炉で令和7年6月12日に測定を行い、規制値の範囲内でした。

3. 処理飛灰に含まれるダイオキシン類につきましては、1回目令和7年6月12日に測定を行い、規制値の範囲内でございました。

次に、9ページ、表―3) 騒音・振動測定は、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。

15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

次に10ページ、表―4) 悪臭物質測定は、その結果は全て規制値、協定値の範囲内でありました。

15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

次に11ページ、表―5) 臭気濃度測定は、その結果は敷地境界は、全て目標値の範囲内でありました。また、煙突・臭突出口は、目標値に関しては、目標値500に対し、1回目が790で2回目は320の目標値以内でありました。

15ページに当日の気象状況、16ページにそれぞれの測定位置を記載してございます。

次に12ページ、表―6) 処理水の水質測定ですが、協定書第6条、第8条の規定により、健康被害の生ずる恐れのある10項目を年1回測定するものです。その結果は、ダイオキシン類を除いた9項目は全て定量下限値未満、ダイオキシン類は0.00003となっております。

次に13ページ、表―7)、排ガス中の重金属測定については、既に資料として報告済みであります。測定結果としましては、9項目全ては定量下限値未満となっております。

次に、14ページ、表―8)、ごみ質分析の調査結果については、既に資料として報告済みであります。紙類32.9%、厨芥類5.4%、布類15.4%、草木類10.5%、プラスチック類23.6%、ゴム類4.8%、金属類1.5%、ガラス類0.0%、瀬戸物、砂、石0.1%、その他5.8%、水分43.9%、見掛け比重0.153キログラムパーリットル、低位発熱量2,490キロカロリーパーキログラムでございました。

次に、17ページになります。まとめとして極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和7年6月～7月の操業状況の報告として、各種測定結果について規制値、協定値以内で問題はありませんでした。

また、目標値に関しては、表―5) 臭気濃度測定（調査測定）煙突・臭突出口で目標値500に対し、1回目が790で2回目は320の目標値以内でありました。

次に18ページ資料1になります。

令和7年度の搬入、搬出の車両台数を報告いたします。

未報告の2か月分を網掛けで明示してありますが、令和7年度分を報告します。

令和7年度の搬入車両の合計が11,887台で、前年度との比較では1,097台、8.45%の減となっております。

搬出車両の合計は555台で、前年同時期との比較では、192台、25.70%の減となっております。

搬入車両数と搬出車両数の報告は、以上です。

次に19ページ、資料の2になります。印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告です。

焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の7月で、飛灰が130ベクレル、主灰は33ベクレルでした。20ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は、月に1回行っており、これまで検出されたことはありません。

続いて、21ページ、22ページになります。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近7月の測定平均で一番高いのは、第3地点で0.079マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で平成30年分の横ばい部分については記入を割愛しています。

最後に23ページになります。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和7年度7月末現在の搬出先及び処理量については記載のとおりでございます。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和7年度の印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが埋立率が30.74%という状況です。

報告は以上です。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。自治会名、名前を述べてからお願いします。
[乙委員]	ただいまの報告に対して、質問があります。不燃ごみと粗大ごみの説明がありました18ページです。不燃ごみと粗大ごみとその他に薬剤がありますが、薬剤というのは、量は少ないのですが何を使用していますか。もう一つの質問は、去年の暮の火災事故によって、不燃ごみと粗大ごみを外に出しているのではないかと思いますのですが、その数字が、この表では詳しく何も書いていません。そこを説明願います。
[甲委員]	薬剤等については、ローリーで運んでくるものがあります。1台当たり3、4t以上の車両が多いと思います。粗大の搬出量につきましては、この表の方には含まれておりませんので、表現の仕方を考えてみようと思います。
[乙委員]	よく仰っている意味がわかりません。不燃ごみと粗大ごみは今ここで処理してないですね。それを外に持って行ってお金を払って処理してもらっているって言う事なのですけど、その両方を知りたい。という質問です。
[甲委員]	量については、この表には反映していません。ここに表現させていただきたいと思います。
[乙委員]	分からない事ですかね。現在。

[甲委員]	ここには反映していないという事です。
[乙委員]	例えば、お金で見えますか。
[甲委員]	後からやります自治会側からの質問事項に対する回答書の、21番で、出てきます。
[議長]	搬入して、外に搬出している量がどの位かということでもいいですか。
[乙委員]	今わからないなら結構です。 後で報告書に書いておいてください。
[甲委員]	はい。こちらに載せていませんが、搬出台数はあります。それをここで表現する形で追加します。
[乙委員]	金額もどれ位かかっているか。 これは、非常に大事な話ですから。
[甲委員]	金額については、この QA の所で説明しております。
[乙委員]	はい。
[議長]	他質問ありますでしょうか。
[乙委員]	4 ページ目の所に 6 月分のごみ焼却量、4 月分とかに比べたら多いわけです。八千代市のごみが入ったから多くなっているということですか。
[甲委員]	4・5 月に比べて 6・7 月自然に増えた物です。印西白井栄のごみが増えた形です。
[議長]	この表には、八千代市の分は反映されていないという事でよろしいですか。
[乙委員]	どうして反映されていないのですか。
[甲委員]	欄外の方に、書いていますように、一番下の※印ですが、八千代市のごみについて明記しています。
[乙委員]	6 月に約 400 t 位増えているのですが、そんなに簡単に増えるのですか。
[甲委員]	6 月の増減については、組合は持ってきていただいたものを、入れるだけですので入れる物についてはわかりかねます。
[議長]	八千代市の受入分につきましては、この表を作るにあたっては、表中に含んでいないというような事ですのでこのごみ焼却量の分については、八千代市の分は含まれていないということですので、それ以外の要因として今現状ではこの場での要因は分からないという事ですかね。
[乙委員]	例えば、ごみ焼却量の方が少ないのだけど 6 月だけ違うのですよ。 八千代市の分を入れないと正しいと言えないと思うのですが。そのところどう考えていますか。
[甲委員]	八千代市の分は、※印のとおりですので、特に問題ないと思います。 搬入量と焼却量の差は、ピットの状況にもよると思いますので、搬入量と焼却量の差はこのとおりです。
[乙委員]	搬入量と焼却量の差は、本当にこのような状況なのですか。
[甲委員]	ごみの搬入量につきましては、3,939 t、グレーの部分ですが、ごみの焼却量につきましては 4,115 t、申し訳ございません。こちらについては八千代分も含んだ形になっています。

[乙委員]	初めに報告があったのは間違っていて、正しくはグレーの部分でこれは八千代市の分も入っていますということですね。
[甲委員]	はい。八千代市の分もクレーンで掴んでいれています。
[議 長]	話を整理しますと、ごみの搬入量については、八千代市の受入分は入っていない。ごみの焼却量については、八千代市分も含まれている。というような事でよろしいでしょうか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	それと、八千代市のごみについては、私たち環境委員会に協定書には書いてあるのですが、協定書のとおりにはされていないですね。どうすればいいのですか。誰がどうしたらいいのでしょうか。
[議 長]	後で、自治会からの質問の中に出てくるのですが、その時でよろしいでしょうか。それとも今がいいですか。どちらでもよろしいですよ。
[乙委員]	自治会からの質問の中でお願いします。
[議 長]	そうしましたら、自治会さんからの質問事項の中で、八千代市からの受入の部分については、ご質問いただいておりますので、その時に今の部分については、回答をお願いしたいと思います。
[乙委員]	11ページの臭気濃度測定について、教えて頂きたいと思います。過去にも煙と臭いが煙突から 目標値が500となっていますが、1回目790、2回目320となっていますが、どうしたらこの数値が目標値以内と判断できるのか教えて頂きたいのと、1回目の790と2回目の320があまりにも数値が違い過ぎるので、どういう測定をされるとこういう結果が出るのでしょうか。測定器の誤差範囲だとは思っているのですが、そのあたり教えて頂ければと思います。
[甲委員]	煙突臭突出口ということで、今回の数値が目標値を超えた部分については煙突出口の臭いについては高い煙突の先の空気を機械でとりまして、それを袋に入れます。簡単にいいますと、臭いを判断するのは人間です。人間が臭いを感じる感じないを判断します。機械で煙突の高い場所から空気を取って袋に入れて薄めたりして人間が6人だと思のですが、鼻で判断してもらって出すものが、この数値です。その時々によってこういう形で変化するという事です。
[乙委員]	そうしますと、目標値の500以下というのは、どこで判断するのですか。平均で判断するのですか。あまり感じなくなった2回目で判断するのですか。
[甲委員]	これは、測定方法等決まっていますのでそれでやっているという事です。 以前うちの方でもどれくらい前か忘れてしまいましたが、やり方については、委員の方にもどのようにやっているか見て頂いたことがあります。人間がやっているという事で、実際見て頂いて理解頂いたことがあります。

[乙委員]	測定はそうするんだということですね。 この数値で、目標値500以下ということは、どう判断するのですか。 目標値500以下じゃないといけないというのなら、790という数値は捏造しているのかな。とはならないのですか。
[甲委員]	決められた方法に従ってやった結果ですので、どちらも正しい形だと思います。人間のとる方法でありますし、燃やしているものも、ピットで攪拌しています。変な形ではないという事です。
[乙委員]	実際、臭いの検査を見た人間なのですが、目標値はあくまで目標値であって法規制ではないので、ある程度数値が出ても煙突から煙を止めなきゃいけないというような大きな話にはならないと、前にも聞いたことはあります。
[議 長]	今、委員さんの方から、臭気濃度測定の方法について説明できるようなペーパーとか委員の皆さんに配布出来るような物はないでしょうかというような事がありましたが、いかがでしょうか。何かそういう物がありますか。
[甲委員]	測定方法とかその辺について分かり易いものは探してみます。
[議 長]	組合側の方で臭気濃度測定について、皆さんにお示し出来る物を検討してください。もし、出せるようなものがあれば、皆さんにお知らせさせていただきます。 続いて(2)次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告になります。

議事(2)【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

24ページ資料3をご覧くださいと思います。

令和7年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。8月末時点の進捗となっております。

前回からの変更点についてのみ説明します。4番の地域振興策について、前回では8月上旬としておりましたが、工程の見直しにより、11月上旬に変更致しました。

次に、25ページをご覧ください。

令和7年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールになります。

施設整備事業建設工事としまして、5月から3月まで基礎工事としていましたが、10月から躯体工事に着手予定であることから変更しております。

次に地域振興事業については、地域振興策基本設計の契約次期について、8月から11月へ変更しております。

説明は以上です。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	1番、2番、4番、5番、6番、7番、となっていて3番が無いのですがそれはいいのですか。
[甲委員]	番号については、前回から間違えていたのかもしれませんが。申し訳ございません。

[乙委員]	4番の地域振興策について11月上旬に契約予定というのですが、これは普通の入札でやると言っているのですよね。地域振興策はどういう風になっていったか私たちには分からないのですが。その辺どうですか。
[甲委員]	地域振興策のスケジュール変更で5月から8月に発注の変更をしたのですが、変更に至った経緯は、地域振興事業の方で連携企業そちらの方を優先して進めている状況でして、これにより基本設計の方を11月に変更させていただいております。
[乙委員]	基本設計で導入とか書いてありますよね。過去に基本設計の見逃しとかは無いのですか。最終的にどんな形になったのかとか、私たちにはわからないので、それをちゃんと示してほしいのですが。
[甲委員]	今言われているのは基本計画の内容かと思います。基本計画の内容は今検討しております、その検討結果を基にここに標記してあります基本設計そちらの方で最終的な計画の方を作る予定としております。
[乙委員]	基本計画から何か作りますと言うのは分かりました。 それでいいですよと言うのは吉田区の人達がいいと言えいいのですか。
[甲委員]	基本設計については、基本計画もそうなのですが、ホームページ等で公表させていただいておりますので、検討結果を関係市町の方に説明したうえで進めていくような形です。
[議 長]	他にございますか。 それでは、ここで一旦休憩させていただきます。正面の時計で10時55分から再開させていただきます。

議事(3)【自治会からの質問事項の回答について】

自治会側から事前に提出されました質問事項22項目について、組合から順次回答をお願いしますが、回答質疑は、12時までとさせていただきます。

また、質問事項につきましては省略させていただきます。

回答のみ読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

回答質問は、質疑が時間内に終えない場合です。自治会側委員の皆様につきましては、回答内容を確認していただきまして、質問等がありましたら、お手数ですが、組合側にお問合せをお願いいたします。それでは、1番から順番に回答をお願いいたします。

質問1. 指定廃棄物の件

- (1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ移動するということか。

【回 答】

1

- (1) 指定廃棄物については特に進展はありません。当分の間、現地にて保管することと見込んでいます。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。
〔乙委員〕	ここで言っている現地とは、今保管している場所を言っているのですか。そのように理解するべきですか。
〔甲委員〕	はい。今置いてある場所ということです。
〔乙委員〕	あそこは、印西市収集センターに置いているわけなので、次期中間処理施設に動かすことは、全く無いという事ですか。R10年に移動するときは持って行かないという事ですか。予定が全く立っていないから出来ないということですよ。新しい次期中間処理施設に持って行くのか、持って行かないのか、どうなのでしょう。
〔甲委員〕	動かす時にはどこに動かすのかというのは、まだ決まっていないので、方向性は出ていません。当面の間、現在の所と考えております。
〔議 長〕	よろしいでしょうか。他に何かございますか。
〔乙委員〕	指定廃棄物については、放射能が8000ベクレル以上あるものを言うのですが、今ここに保管されている300tそれはその後一度も測定したことは無いのですね。放射能は年々下がっていく物質なので、今測れば8000ベクレル以下になっているはずですが、それを測って8000ベクレル以下だと普通の廃棄物として処理できるのだから、それを移転前にやるべきだと、後2年半くらいしたら移転してしまう訳ですから、それを何度も言ったのですが、全然聞く耳を持たないというか、自分たちで判断しないという事で、これはしょうがないなとも思っています。
〔議 長〕	特に組合からの回答はいいですか。
〔乙委員〕	変わらないと思いますので、いいです。 残りを持って行かない、指定廃棄物いわゆる放射性物質をここに置いていくということですから、他の用途、このクリーンセンターの新しい用途開拓に支障が出ると私は思っていますので、そういう説明の要求をしました。やる気が無いようなのでいいです。
〔乙委員〕	なんで測定しないのか教えてください。 8000ベクレルを切っていれば、一般廃棄物として処理できるのですよね。切っているかもしれないのに何で処理しないのですか。
〔事務局〕	ただいまの指定廃棄物の件につきましては、放射能が含まれた指定廃棄物につきましては、国の指定を受けることになりまして、その管理が今の収集センターで行っていきまして、こちらは環境省になっております。組合として計測をできるというものではございません。国の主管としまして想像の域ですが、まずどのように処分できるか、そういったことを決定していかないと測ることはしないかと思えます。処分の方法につきましては、まだ、国からの指示もございませんので、どうなるかというのは分からない状況なのですが、千葉市の方で保管場所の設置をするような話が当初あったのですが、千葉市の方ではそれが出来なくなりまして、県内では、それぞれの自治体が指定廃棄物を保管しているような状況になっています。測定についても国が行うべきことという考えで動いており、組合で測定しろと言われましても出来ない状況になっています。

[乙委員]	これは、印西地区だけでなく6つ位の市が関与しているのですね、それぞれ指定廃棄物を持って国が処分してくれるのだから、自分たちで何もしないでおこうと約束しているのだと思います。放射能はどんどん下がって最後には全然問題ない数値になるということを理解しないで、国の指示待ちということで、ただここに置けなくなったらどうするのですか。新しいクリーンセンターに持って行くのですか。そこまでも判断できていない、あと2年半位でその決断をしなければいけないわけですから、ぜひ印西地区として責任ある判断をしてください。
[議 長]	ご意見とさせていただきます。 よろしいでしょうか。 そうしましたら、他にないようでしたら2番目の質問の回答をお願いします。

質問2. (1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7」排ガス中の重金属測定（調査測定）」で、測定結果の表の下に。

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083（排ガス中の金属分析方法）に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは、不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料（抜粋）と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果（表-8, 9, 10）（抜粋）を添付します。

への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。

7. 協定書の整理項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

【回 答】

2

(1) 協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。

カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法であるJIS K 0083で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。

記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の④欄外に、経緯を記載することになった

ことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思います。

※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083（排ガス中の金属分析方法）に規定されていませんでした。平成28年3月4日の環境委員会において測定方法等についての指摘がありましたがそのまま測定結果等の報告を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会での協議の結果、削除することとなりました。

【質疑応答】

[議長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	JIS K 0083の所に、カルシウム、銅、亜鉛は無いよと言っているのに、測れるものですよと言っているのはおかしくないですか。前回も言いましたが、そのところはちゃんと考慮されているのですか。全くされていなくて、前のやつをコピペするとか無いと思うのですが。そんなことは許されないでしょ。
[甲委員]	前回と同じようになってしまうかもしれませんが、今では記録の無いところで、なぜそうなったのか分からないところです。記録が無いということで、このようにさせて頂いている所でございます。
[乙委員]	記録が無いという話は置いて、重金属にカルシウム、銅、亜鉛の3つは載っていないでしょと言っているのに、そこで測定できるものとして報告していましたと言うのは何処から数値がでてくるのですか。どうやってあなた方は数値を見ているのですか。自分たちで測れるわけではないでしょ。それなのにどうして前年度のとかコピペしてやったという事になっているのですか。ちゃんと良く考えて下さい。何を言っているのですか。
[乙委員]	私も意見があります。私は乙委員に対して言います。 これに書いてあるように過去の環境委員会で、もうこれは測らないようにしようと JIS にもない訳だからと決着済みです。それをまたぶり返して言ってもしょうがない話。既に何年も前から測定止めようと言っていたのですから、これ以上追及しないでください。追及してもいいですから、別の所でやってください。皆いるところで過去のことをぶり返すようなことはしないでください。
[議長]	組合側としては、これに対して回答としては変わらないと言う事でいいですか。
[甲委員]	はい。
[議長]	では、ご要望と言う事にさせて頂きます。
[乙委員]	そんなことを言っているわけではないです。誤解です。 ここに書いてある内容をやってくださいということです。ここに書いてあることはあなた方がやっていることと矛盾していますよ。おかしいのでは無いですか。
[乙委員]	この問題に関しては3年前からこの委員会で研究しているのですが、以前の組合の職員の方が決めた事なので、現在の組合の職員の方が判断することはできないということで毎回それ以上のことは言えないということで

	いつも困ってらっしゃるので、この問題につきましては、組合と直にやってもらった方が良いのかなと思います。もしくは期待する答えを組合の方に投げてそれを組合が受け入れてこの委員会の場で発表する。そういうような考えでやっていきませんか。 毎回こういう事で、私も議長やっている時は胃が痛くなるのですが。
[乙委員]	ここに書いてあることはどう説明するのですか。ちゃんと理解してやろうとしないのかそれが私にとって不思議です。過去の人がやったからやらないとかおかしいのではないのでしょうか。
[議 長]	過去の会議で同様の内容が出ておりまして、組合側からの回答も同様の形で平行線のまま現状来ているという事で、議事録の方でも確認をしております。他の委員さんからもこのことに関して、ご発言もあったように今回こういうやり取りで、2番目の質問に関してはこういうやり取りがあったということを、議事録に残して時間にも限りがありますので、次の項目に進めさせて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。
[乙委員]	はい。
[議 長]	では次の3番目の質問の回答をお願いします。

質問3. 住宅民泊事業者（民泊）の件

「a) 構成市町は住宅民泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。 b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。（印西市が2024年4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を提出したことは確認している。）

住宅宿泊事業者の表示提出はされているのか。

【回 答】

3

- a) 千葉県ホームページ等により把握しております。
- b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。

表示につきましては、千葉県の所管となりますので、そちらにお問合せください。

千葉県のホームページ「市町村対応（民泊）」としてページを掲載しております。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	民泊事業者のごみは、事業系のごみとして搬入されるのですよね。違いますか。
[甲委員]	出される形態にもよりますが、事業系の業者が持ってきた物については、そう考えています。
[乙委員]	最近構成市町の中で、民泊事業者のごみが増えていたりしますか。
[甲委員]	民泊事業者として出したごみの量は把握していません。この記録では分からないと思います。
[議 長]	続いて、4番目の質問の回答をお願いします。

質問 4. 会議録の作成の更なる効率化を求めてほしい。

従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。

改善策としてワードの利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

【回 答】

4

現在、現状の方法が一番早いものと考えています。

しかしながら、更なる効率化を目指し、安価で優秀なソフトの情報があつたときは、教えていただければと思います。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。
〔乙委員〕	ワードという文章作成ソフトウェアを使っているという事なのですが、それは実際今日の事をワードに入れて、実際文書化されるのは、時間が掛からないわけではないですよね。1日位で、直ぐできるのですか。2時間用意した分は確認作業があつて、最終的に出来上がったものが、議事録署名人の所に行ってまた確認をされて、最終的に議事録となるのだと思うのですが、その所で時間的な分析をして何か縮める方法は考えられていますか。
〔甲委員〕	取ったものは、パソコンの方で文字を起こしまして、その構成に時間を使っています。また、他の業務もやっていますので、その辺でお時間が掛かってしまうと言う事でございます。
〔乙委員〕	どんな風に人数と時間を分析されていますか。
〔甲委員〕	人数については、1人でやっています。同じ尺度で直していかないと、分担してやるのが難しいので、一応1人の人間が見ます。あとそれを複数の人間で見たりとか、時間がなかったりする時は複数の人間で見たりしています。その時の仕事の状態によりまして、色々なやり方をしています。通常は1人の人間が携わっています。
〔議 長〕	署名を貰うまでの期間が、どれ位かということですよ。
〔乙委員〕	どうしたら、時間短縮できるかということです。
〔甲委員〕	作業の方はおよそ1月位を目安としていますけど、その時々で状態が変わってきます。目安としては、1月位で考えています。
〔乙委員〕	ワードに入れて文書化するのは1日でできるのですよね。
〔甲委員〕	ワードに読み込ませて最初に文字にするのは、そんなに時間はかかりません。そこから先で時間がかかります。言葉を変換する時に、文脈と全然違う言葉に変換されてしまうので、ニュアンスが違っていたりもします。というところが、かなりありますので、一応それを通して読みながら修正していくと言うところがあります。
〔議 長〕	それでは、5番目の回答に進めさせて頂きたいと思います。

質問 5. 個人情報の漏洩の件

組合ホームページの「個人情報の漏洩について」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/R6-0912.iinkai-kozinzyouhou-rouei-.html>)は掲出がされなくなった。対応を行ったものは差替えられているが注意書きがなく、不安である。わかりやすく表示していただきたい。

注意書きの対応は年度末までに完了したのでしょうか。

【回 答】

5

組合のホームページの「個人情報の漏洩について」は、組合ホームページのトップページには掲載されていないことを確認しました。

また、注意書きの対応は年度末までに完了しており、組合ホームページの委員会だよりの3) 環境委員会報告と4) 環境委員会開催予定の間に、「※個人情報の漏洩についてお詫び」を記載しております。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。
〔乙委員〕	無し。
〔議 長〕	そうしましたら、6 番目の回答をお願いします。

質問 6. 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」を示されたい。

次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開されていないと思われるので、示されたい。2025年6月14日現在、費用対効果は公開されていない。

【回 答】

6

次期中間処理施設整備事業の費用対効果分析については、公表等に向け、確認作業を進めています。確認が済みましたら、ホームページで公開いたします。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。
〔乙委員〕	要望です。 ホームページに公開したら住民側代表に報告ください。委員の方にメールでホームページを見るように伝えますのでお願いします。
〔乙委員〕	回答として、確認作業を進めています。で終わっているのですが、何時頃分析が終わるのか目途を標記するのではないのでしょうか。全く未定という事でしょうか。今現在を教えてください。
〔甲委員〕	費用対効果分析書につきましては、現在語句の修正や根拠資料の整理を していきまして、大体目途が立ってきましたので、今月位に公表できるのか なと考えています。
〔乙委員〕	わかりました。

〔議 長〕	そうしましたら、次に7番目の回答をお願いします。
-------	--------------------------

質問7. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定書の全貌がわかるものではない。組合の管理者が藤代健吾印西市長（令和6年8月6日現在）に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。

【回 答】

7

委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっております。

また、管理者への環境委員会と協定書に関するレクチャーにつきましては、6月11日に皆様に配布させていただいた資料の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書、印西クリーンセンター環境委員会細則を使用し、管理者へのレクチャーを行っています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。
〔乙委員〕	2行目協議書と書いてあるのですが、協定書ではないですか。書き間違えだと思えます。
〔甲委員〕	はい。すいません。
〔乙委員〕	協定書をレクチャーとして行っています。このレクチャーというのは実際中身は何ですか。どういう事をされたのか内容をお聞きします。 回答できないのであれば、次回でお願いします。
〔議 長〕	確認をお願いしたいと思います。 そうしましたら、次、8番目の回答をお願いします。

質問8. 2024年12月27日の火災に関して

- (1) 組合のホームページの「緊急時対応マニュアル（平成27年9月）」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。
- (2) 火災による影響と対応状況はいかがか。
- (3) 消防署の見解は出たのでしょうか。

【回 答】

8

- (1) 令和6年度第4回印西クリーンセンター環境委員会と令和7年度第1回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約9時間後の16時46分に、鎮火となりました。

当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。

- (2) 火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市の協力により処理を行いました。12月30日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かったことから、処理を再開しております。不燃ごみ・粗大ごみの処理施設については甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かったことから民間処理施設を探し、㈱カツタ（ひたちなか市）に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。
- (3) 令和6年12月27日に発生した印西クリーンセンターの火災について、令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供がありました。本報告書によりますと、本火災は、ごみ処理施設の工場棟3階選別室から出火し、工場棟の一部及び収容物が焼損した建物火災であり、出火原因は粗大ごみに混入していたリチウムイオン電池が、粗大ごみ処理過程の破砕機により変形、衝撃等で内部電極のプラス極とマイナス極が接触したことで内部短絡を起こし出火、コンベアによって運搬され、磁力選別機付近でコンベア内の可燃物及びコンベアベルトに着火し、No. 2 破砕物搬送コンベアから No. 1 破砕物搬送コンベアに焼け下がり延焼拡大したもののことでした。

【質疑応答】

〔議長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。
〔乙委員〕	時間的な経過の中で、印西地区消防組合の情報提供でリチウムイオン電池が原因ですと断定されたという事でよろしいのですか。報告書に実際明確にその様な事を指摘されているのですか。
〔甲委員〕	指摘と言うか、ほぼこのような形で表現されていますので、消防としてはそのように判断されたという事です。
〔乙委員〕	消防署の人が作った報告書があると思うのですが、それを配布して頂くことは可能ですか。
〔甲委員〕	消防の書類については、配布は現段階で難しいのかなと思っております。
〔乙委員〕	配布は難しいのだけど、閲覧は出来るのですか。ページ数として報告書と言えるのは何ページなのですか。
〔甲委員〕	消防から来たものは、A4 3枚から4枚だと思います。
〔乙委員〕	疑問に思うところが、リチウムイオン電池を原因だとしているのは、それなりの理由があるからだと思うのですが、それが、まだ8時ちょっと前の時に実際火災の原因になったのですか。
〔甲委員〕	判断は、消防がしますので、それについて、それはそうじゃないといえる立場ではないのですが、リチウムイオン電池は入っている可能性があります。それが報告書の通り破砕機により変形衝撃のとおり充分あり得るのかなと思っております。
〔乙委員〕	何か所ぐらいリチウムイオン電池が挟まって火災の原因になったのですか。朝の7時58分か59分に、それなりに量がないとリチウムイオン電池で火災は無いと聞いているのですが。何か別の事がおきていた可能性はないですか。

[甲委員]	消防の方がお調べになっている事なので、焼損した場所にあったものがリチウムイオン電池だったのかなと思います。火災については、ボンベなども入れれば爆発しますし、そのときはそこで爆発してしまいますので、こういう形には、通常なりません。今回については破砕機から燃え広がったのかなと思いますが、誰も見ているわけではないので、可能性が高いのは、先ほど話した内容かなとおもいます。
[乙委員]	今の件でリチウムイオン電池が火災の原因というのは、他の地域でも起きているので、理解します。 前聞いたのですが、大量にあったリチウムイオン電池の塊りが入ってきたという話を聞いたことがあります。そうすると個人が出したリチウムイオン電池ではなく、業者が出したものだと思いました。その辺はどう判断されていますか。もし業者だったら、責任を追及できると思うのですが。それを確認したかったです。
[甲委員]	どちらから、聞かれたのでしょうか。
[乙委員]	個人の名前は言えません。大量にあったという話を聞いたのですが、これが嘘だったら謝ります。
[甲委員]	リチウムイオン電池が大量に集まりますので、それを不燃ごみの袋を割いて1つ1つ作業員が、目視して外に出しています。外に出しているのですが、おもちゃみたいな物に入っている物や、見つけられない物がまれにラインに流れてしまうという事だと思います。そこが、今回の事故につながったと思います。やはり人間が見ている事なので、なかなか100%ということにはいきません。
[乙委員]	一般に私は、リチウムイオン電池が原因だと聞いたときに、不燃ごみの方に入っているんだろうと思ったのですが、粗大ごみの中に入っていたということで、何で粗大ごみに入っているのんだろうと思ったのですよ。私が聞いたのは、大量に入ってたと聞いていたので。なぜ粗大ごみにリチウムイオン電池が入ったのか。
[甲委員]	粗大ごみに入っているとは、言われて無いと思います。
[乙委員]	これにそう書いてあるじゃないですか。
[甲委員]	粗大ごみに混入していたところですね。 破砕機に行く前にもう一系統、不燃物を処理するラインがありまして破砕機に行くルートの時もあります。
[乙委員]	分かりました。この件は答えが出ないのでやめます。
[議長]	続いて、9番目の回答をお願いします。

質問9.

「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ① 排ガス測定の区分水銀(Hg)の定量下限値がガス状0.11粒子状0.0011合計0.11と表示されているのは、いかなる理由か。数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になり得るものではなく正しい根拠を示されたい。を行ってほしい。

【回 答】

9

ガス状0.11、粒子状0.0011、合計0.11と表示されている根拠につきましては、環境省告示第94号「排ガス中の水銀測定法」の第5水銀等の濃度の算出に記載されている、エ.濃度の表示における数値の取扱いによるもので参考値として記載されている数値となります。この定量下限値は、検出ごとに変動する場合がありますでしたが、これまでの定量下限値は一定の値としてガス状0.11粒子状0.0011として示していました。正確には測定の都度変動する場合がありますので、例として水銀（ガス状）がNDの場合にはND(0.11)の記述とします。次回報告分より変更を予定しています。

【質疑応答】

〔議 長〕	説明が終わりました。質疑はございますか。
〔乙委員〕	無し。
〔議 長〕	そうしましたら、10番目の回答をお願いします。

質問10.

6月に搬入された八千代市の廃棄物データの記載が見られないのは、どのような理由によるものか。協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である（八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった。）管理者から明確な説明を求める。

【回 答】

10

八千代市からの搬入量につきましては、6月16日から6月23日に合計271,800kgとなっています。

協定につきましては、第4条にやむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議することとなっております。八千代市からは5月下旬に故障に伴い船橋市に処理を予定しており、その手続き方法（組合が年末に船橋市へ依頼している）について問い合わせがありました。その後八千代市と船橋市の協議の中で組合への処理が発生する見込みがあり協議を進めていたところ八千代市が組合への処理を判断し6月13日（金）に処理を依頼してきたものです。組合では、急ではありましたが受入れが必要と判断し週明けの6月16日（月）に自治会側委員代表者に報告後受入れをいたしました。委員の皆さんへは委員会で報告することとなりました。

また、協定書第4条の報告、協議につきましては、今後も様々なことが予想されますので、まずは、自治会側委員代表者に連絡し、その後委員の皆様へ電話又はメールなどで協議させて頂こうと考えています。

なお、新たな方法が決まるまでの間につきましては、自治会側委員代表者との連絡により、その時点での最良の方法で進めていきます。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑はございますか。
[乙委員]	自治会側委員代表者と書いてあるのですが、この人に連絡をして何を期待しているのですか。 連絡したことによって、搬入が OK になると期待しているのですか。 協定書に書いてあることをきちんとやるべきと思うのですが。
[乙委員]	私のところに、報告ありました。住民側委員会でも説明したように協定書の第4条ですね。他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。住民側と組合側の委員会ですが、この場ですね。この委員会が簡単には開けないので、住民側は私が代表なので私に連絡を下さって、別に私が許可したわけではないです。私が良いと言ったから受け入れしてくださいという権利は全く無いので、そうすかそういう事があったのですか。と言う事で終わりました。私はその当時6月の第1回目始まる前だったので、今まで委員やってくださった方には報告しました。何か期待することはありますかというのは、全くなくて報告した内容も難しいことを言っているわけではないです。今後、もしこういうようなことがあったら、私が一旦話を聞いてそれを皆さんにメールで報告をして、そして意見があればメールで返信してもらうという事でよろしいですね。
[乙委員]	いいです。
[乙委員]	協定書を変えるべきじゃないのでしょうか。 緊急の場合には、何とかなるのではないのでしょうか。 その質問は、協定書に載っている形ではなかったですねと言っているのですよね。協定書が実態に即していない部分があるということですよ。なので追加の条項を入れればいいのではないのでしょうか。
[乙委員]	協定書の改定は、簡単なものではないのです。ここだけで決められることではなくて、我々は各自治会町内会長から委嘱を受けて委員会に推薦されて来ているのですよね。自治会町内会長の署名を貰わなければいけないのですよ。この協定書を作った頃はまだメールがあまりない時代だったと思います。これを断続的に考えてやりませんか。
[乙委員]	はい。私はいいですよ。 ただ協定と違っているよと、意義を申し立てる人がいると、これだけ人が集まって結構無駄な時間を過ごしていると思うのですよ。効率的でないです。中身を見ると。本当に勿体無いです。日本の産業の会議が長いと言われるのは、こういう事なのではないのでしょうか。

[乙委員]	緊急同義があります。 時間が無いので私の質問に答えなくてもいいですから。 今日、各家庭にプラスチックごみの出し方が変わりました。というチラシがクリーンセンターから配られました。なぜ各家庭に配ったかというと新聞を取ってない家庭が多いので、これを直接各家庭に配ったというのを聞きました。これについて1点だけ質問があります。10月1日からその他の製品プラスチックも入れると黄色い容器包装の袋にということなのですが、1点だけ心配していることがあって、容器包装以外のプラスチックも出すという1番の理由は法律が出来たからです。私の質問にも書いていますが、今までプラスチックが非常に便利なものでよく使われているのですが、海に流れてマイクロプラスチックになって、それを魚が食べてその魚を人間が最終的に食べるになったら大変だということで、この法律ができたのですが、この法律に基づいて印西市も動き出したということです。この私の質問にも1点回答して頂きたいのですが、製品プラスチックをどれ位減らすかというのを印西地区で方針を出して、何年には何%減らすという方針が出ました。それをちゃんと報告してくれると、何%プラスチックが回収されたかというのを、クリーンセンターの回答として出来ませんという事でした。数字は出せますかでは、数字が出ないのに数字を出した方針が出たのでしょうか。これを聞きたいと思います。 答えられなければそれでいいです。 答えられないのに回答にはちゃんと載っています。 その理由が知りたいです。もう時間なのでいいです。12時には終わると住民側と組合側で協定にも入っていますのでやめにしてください。
[議長]	議事進行に、ご協力ありがとうございました。 今回、全ての質問に対して説明できず、大変申し訳ございません。 時間が約束の時間に成りました。 今回資料で配布させていただいた内容につきましては、ご確認頂きまして再度質問となりましたら、直接組合へ問合せ下さい。 進行を事務局にお返しします。

[事務局] それでは、以上を持ちまして令和7年度第2回環境委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

令和7年 10月 10 日

議 長

久古 耕平



甲委員

大野 徳強



乙委員

